

公立大学法人山口県立大学の
業務の実績に関する評価の実施要領

(抄)

山口県公立大学法人評価委員会

(目次)

第1 趣旨	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.	1
第2 評価委員会が行う評価の目的		
第3 評価の種類等		
第4 評価の方法		
第5 評価結果の取扱い等	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.	3
第6 会議の公開		
第7 評価の方法の継続的な見直し		
附 則		
別表第1	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.	4
別表第2	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.	5
別記様式第1号	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.	8
別記様式第2号	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.	6 4

公立大学法人山口県立大学の業務の実績に関する評価の実施要領

第1 趣 旨

地方独立行政法人法第78条の2及び第79条の規定に基づいて山口県公立大学法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人山口県立大学（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価を適切に行うため、評価の実施に関し必要な事項を定める。

第2 評価委員会が行う評価の目的

評価委員会が行う評価は、法人の業務運営の自主的、継続的な見直し、改善を促し、もって、法人の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資することを目的として行う。

第3 評価の種類等

評価委員会が実施する評価の種類、対象、趣旨、実施時期は、次の表のとおりとする。

種 類	対 象	趣 旨	実施時期
中間目標 期間終了 時見込み 評価	当該中期目標の期間 の終了時に見込まれ る中期目標の達成状 況	中期目標の達成、未達成の見込み の確認	当該中期目 標の期間の 第4年度の 終了後概ね 5月以内
中期目標 期間評価	当該中期目標の期間 における中期目標の 達成状況	中期目標の達成、未達成の確認	当該中期目 標の期間の 終了後概ね 5月以内

第4 評価の方法

1 評価の手法

評価は、その目的を効果的、効率的に達成するため、法人の自己評価の結果を活用

する間接評価の手法により行う。

2 評価項目

評価項目は、別表第1のとおりとする。

3 評価基準及びその判断の目安

評価基準及びその判断の目安は、別表第2のとおりとする。

4 評価の手順

評価の手順は次のとおりとする。

(1) 法人の自己評価の実施、業務実績報告書の提出

法人は、この要領に定める評価の方法に基づき自己評価を行い、別記様式第1号によりその結果を業務実績報告書として取りまとめ、評価の実施時期が属する年度の6月30日までに評価委員会に提出する。

(2) 評価委員会による検証

評価委員会は、法人から提出された書類の審査、法人関係者からのヒアリング等に基づき、法人の自己評価結果の妥当性を検証する。

なお、評価委員会が法人に対し追加資料の提出を依頼する場合は、どの項目の判断材料とし、どのような趣旨で必要なかを明らかにして行うものとし、評価に必要不可欠なものに限定する。

(3) 評価書原案の作成、法人への提示

評価委員会は、検証結果に基づいて、別記様式第2号により、評価書の原案を作成し、法人に提示する。

(4) 評価書原案に対する法人の意見の申出

法人は、評価書原案に対して意見がある場合、書面により評価委員会に申し出る。

(5) 評価書の確定

法人から意見の申し出があったときは、評価委員会は、法人関係者の説明を受けて、当該意見の適否を審議し、必要に応じ評価書原案に修正を加え、評価書を確定させる。

法人から意見の申し出がなかったときは、評価書原案は、評価書として確定する。

第5 評価結果の取扱い等

1 評価結果の通知、報告、公表

評価委員会は、評価書を確定したときは、すみやかに当該評価書を法人及び知事に送付するとともに、山口県庁ホームページに掲載する。

2 評価結果の活用

評価委員会は、評価実施の際、従前の評価結果等の法人の業務運営への活用状況を確認する。

3 個人情報の取扱い

評価の実施に当たっては、山口県情報公開条例、山口県個人情報保護条例等法令の規定を踏まえ、個人に関する情報その他の情報の取扱いに留意する。

第6 会議の公開

評価に係る評価委員会の会議は公開とし、会議資料及び審議要旨を山口県庁ホームページに掲載する。

第7 評価の方法の継続的な見直し

この要領に定める評価の方法については、評価の実施状況（学校教育法の規定に基づく評価の実施状況を含む。）を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

附 則

この要領は、平成19年5月16日から施行し、公立大学法人山口県立大学の平成18年度における業務の実績に係る評価から適用する。

附 則

この要領は、令和3年8月31日から施行し、公立大学法人山口県立大学の令和3年度における業務の実績に係る評価から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、公立大学法人山口県立大学の令和5年度における業務の実績に係る評価から適用する。

別表第1 中期目標期間終了時見込み評価及び中期目標期間評価における評価項目（要領第4－2関係）

区 分	評 価 項 目
最小単位別評価	中期計画の第1から第5の最小項目に記載されている事項ごとの中期計画の達成状況
大項目別評価	次の5つの大項目ごとの中期目標の達成状況 1 教育研究等の質の向上に関する事項 2 業務運営の改善及び効率化に関する事項 3 財務内容の改善に関する事項 4 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する事項 5 その他業務運営に関する重要事項
全体評価	中期目標全体の達成状況

備考

- 1 中期目標期間評価は、最小単位別評価の結果を基に、大項目別評価、全体評価の結果を順次導くことを基本とする。
- 2 中期計画第7から第12に掲げる項目（予算、収支、資金計画、財務統制に関する事項）の実績については、財務内容の改善に関する事項に係る中期目標の達成状況等を評定する際の参考資料とし、最小単位別評価における評価項目としない。

別表第2 中期目標期間終了時見込み評価及び中期目標期間評価における評価基準及びその判断の目安（要領第4-3関係）

区分	評価基準及びその判断の目安			
最小単位別評価	評価基準		判断の目安	
	評語	評点	数値目標を掲げる中期計画にあっては、その達成状況が次の区分のいずれに該当するかどうかによる（小数点以下第1位四捨五入）。	制度、仕組みの整備を目標に掲げる中期計画にあっては、その達成状況が次の区分のいずれに該当するかどうかによる。
	中期計画を十二分に達成	5	達成度が120%以上であるとき	制度、仕組みが整備され、当該制度、仕組みが他大学の模範となるような優れた機能を発揮しているとき
	中期計画を十分達成	4	達成度が100%以上120%未満であるとき	制度、仕組みが整備され、実際に機能を発揮しているとき
	中期計画を概ね達成	3	達成度が90%以上100%未満であるとき	制度、仕組みが整備されているとき
	中期計画はやや未達成	2	達成度が70%以上90%未満であるとき	制度、仕組みの整備に関する検討段階であるとき
	中期計画は未達成	1	達成度が70%未満であるとき	制度、仕組みの整備に関する取組が行われていないとき
大項目別評価	評価基準		判断の目安	
	評語	符号	当該大項目に係る最小単位別評価の評点の平均値が次の区分のいずれに該当するかどうかによる（小数点以下第2位四捨五入）。	
	中期目標を十二分に達成	s	4.3以上	
	中期目標を十分達成	a	3.5以上4.2以下	
中期目標を	b	2.7以上3.4以下		

	概ね達成		
	中期目標は やや未達成	c	1. 9以上2. 6以下
	中期目標は 未達成	d	1. 8以下
全体評価	評価基準		判断の目安
	評語	符号	各大項目に係る最小単位別評価の評点の平均値に当該大項目のウェイトを乗じて得た数値の合計値が次の区分のいずれに該当するかどうかによる（小数点以下第2位四捨五入）。
	中期目標を 十二分に達成	S	4. 3以上
	中期目標を 十分達成	A	3. 5以上4. 2以下
	中期目標を 概ね達成	B	2. 7以上3. 4以下
	中期目標は やや未達成	C	1. 9以上2. 6以下
	中期目標は 未達成	D	1. 8以下

備考

1 最小単位別評価における判断の目安

(1) 中期計画が掲げる数値目標が「●●率100%」であるなど、当該目標の性質上、達成度が目標を超える余地がない場合には、「達成度が100%であったときを5」、「達成度が95%以上100%未満であったときを4」、「達成度が90%以上95%未満であったときを3」、「達成度が70%以上90%未満であったときを2」、「達成度が70%未満であったときを1」とする。

(2) 中期計画が「●●について検討する（取り組む）」ことを内容とするものである場合には、「当該取組の結果、他大学の模範となるような優れた効果、効用が発生したときを5」、「当該取組の結果、何らかの効果、効用が発生したときを4」、「当該取組の結果、所期の結論（成果物）を得たときを3」、「所期の結論（成果物）を得るに至らず引き続き検討段階であるときを2」、「取組なしを1」とする。

2 大項目別評価における判断の目安

(1) 一の大項目内において最小項目記載事項の再掲がある場合、再掲した最小項目記載事項

に係る評点は平均値算定の対象から除く（二重計上をしない）。

(2) 当該大項目に係る最小単位別評価の評価項目の数のうち3以上の評定をした評価項目の数が占める割合が90%に満たない場合は、一段階下位の評定をすることができる。

(3) 評定に当たっては、当該大項目に係る最小単位別評価の評定の平均値をもとに大項目全体を平均的に判断するばかりでなく、必要に応じ、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項その他法人を取り巻く諸事情を考慮することができる。

3 全体評価における判断の目安

(1) 判断の目安となる値の算定に用いる大項目のウエイトは原則として次のとおりとする。

- ① 教育研究等の質の向上に関する事項 0.50
- ② 業務運営の改善及び効率化に関する事項 0.20
- ③ 財務内容の改善に関する事項 0.20
- ④ 自己点検、評価及び当該状況に係る情報の提供に関する事項 0.05
- ⑤ その他業務運営に関する重要事項 0.05

(2) 各大項目に係る最小単位別評価の評価項目の数のうち3以上の評定をした評価項目の数が占める割合(%)に(1)のウエイトをそれぞれ乗じて得た数値の合計値が90%に満たない場合は、一段階下位の評定をすることができる。

(3) 評定に当たっては、全体評価における判断の目安に用いる数値をもとに平均的に判断するばかりでなく、必要に応じ、重要な意義を有する事項や優れた取組がなされている事項その他法人を取り巻く諸事情を考慮することができる。

(4) 評価結果の確定の日までに、経常損失の発生や学部全体の入学者の数が入学定員に満たなかった場合等の「主要な経営指標の悪化」、学校教育法第15条に規定する文部科学大臣の勧告がなされる等の「法令に違反する重大な事実の発生」など、法人の財政状態や運営状況に関し今後の業務の適正かつ確実な実施に当たり特に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、その理由、背景、影響の度合いその他の事情を総合的に考慮した上でC又はDの評定をすることができる。認証評価において重大な事項が多数指摘された場合も同様とする。

